

平成27年第1回定例会一般質問3日目

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番 大城真孝議員、1番 知念富信議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城 毅議員。

〔大城 毅議員 登壇〕

○10番 大城 毅君 それでは、通告書は1番から6番まで通告してございますが、事のテーマで判断しまして、2番目を先に質問して、それから1番目、3番目というようにしてまいりたいと思います。まず先に町長に日本国憲法改正草案というものをお渡ししております。これは自由民主党が平成24年4月27日に決定した憲法改正の草案であります。草案によりますと、第9条の2として国防軍の規定を置いております。報道によれば、安倍政権は、来年の参議院選挙のあとにも憲法改正の発議を構えています。町長は、平成25年6月の定例会で平和憲法が崩される恐れがあるから容認すべきではないというような答弁をしておられます。そこで改めてお聞きします。安倍政権は憲法を変えようとしている、町長の所見を問うということで伺います。自民党の憲法9条の改正に関して町長は、平和憲法が崩される恐れから容認すべきではないとしている。安倍政権は、来年の参議院選挙後に向けて憲法改正の動きをしている。町長の見解を伺います。

それから1番目に戻りますけれども、昨年の名護市長選挙、名護市議会議員選挙、県知事選挙、さらに衆議院選挙で県民の民意は辺野古新基地建設を許さないことがしっかりと示されました。にもかかわらず、安倍自公政権は、新基地建設に暴走しています。本町議会も先日、この新基地建設の強行は民意に反すると抗議意見書を採択したところでありました。昨日は、翁長知事が会見を開き、岩礁破壊を許可した区域外で国の設置したコンクリートブロックがサンゴ礁を傷つけている可能性が高いとして県の調査が終了し、改めて指示するまでの間、海底面の現状を変更する行為の全てを停止することを求め、その指示に従わない場合

岩礁破壊許可を取り消すことがあるとしています。町長は、昨年の町長就任後の6月定例会でもさらに前回の12月定例会でも建白書の堅持、すなわちオスプレイ配備中止・普天間基地閉鎖撤去県内移設断念の要求を堅持すると発言しました。そこで改めて伺います。安倍政権は民意に反し、辺野古新基地建設を強行している。建設をやめさせるために、建白書実現の立場から町長はどう行動するかということで2点伺います。(1)安倍政権の辺野古新基地建設は、民意無視ではないか。町長の所見を伺います。(2)民主主義の立場、建白書実現の立場から、建設をやめさせるうえでどう行動するか伺います。

次に、4月から子ども・子育て支援新制度の基で保育、幼稚園教育、学童保育の行政が行われます。いくつかこれまでの答弁を踏まえてお聞きします。まず、認可外保育園への支援強化に関して伺います。認可園同様にすこやかな環境の下で保育できるように①空調整備への助成の検討はどうなっているか。このことに関しては、平成26年3月定例会で検討すると答弁をしております。ご答弁をお願いいたします。それからこれも平成26年3月定例会で検討する旨答弁していますが、認可保育園やこれからの公立幼稚園と同じように子育て世代の経済的負担を軽減するために、保育料の多子減免の取組を検討しますと答弁されました。それについてどうなっているか伺います。それから、学童保育に預けたいけれども一杯で預けられない子どもたちの実態がどうなっているか。また、学校施設の活用を進めるべきではないかということでお伺いいたします。

次に、こども医療費助成制度の拡充について伺います。県は通院費の助成対象を就学前までに拡大するとしています。町の負担がその分軽減されますけれども、その部分を活用して通院費の対象を拡大する考えがあるか伺います。

それから、5点目に、昨年の消費税増税などにより町民の暮らしは厳しさを増しています最後の砦である生活保護の受給状況は、後にご報告いただきますけれども、生活保護基準以下の収入であっても申請すらできずにいる方も多く、対象になる世帯でありながら保護受給しない方も多いと聞きます。そこで(1)生活保護を受給している世帯、住民の推移はどうなっていますか伺います。(2)国民健康保険加入世帯で短期被保険者証発行の推移はどうなっているか伺います。(3)町税、国民健康保険税での不納欠損の推移はどうなっているか伺います。(4)不納欠損の数のうち、生活困窮によるものはどの程度か伺います。(5)こういった不納欠損に至る方々のなかでは、生活に困窮している方々が多いと思われます。生活保護につなぐのが有効だと思いますけれども、町の取組はどうなっているか伺います。

6点目のバス停への屋根設置の進捗状況であります。当間原バス停の屋根設置について進捗状況がどうなっているかを伺います。さらに、そのほかの県道、国道のバス停についても進めていくべきですけれども、それがどうなっているかを伺います。以上、ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 毅議員からありました件について、まず 2 点目であります憲法を変えようという動きに対して。日本国憲法の三大原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、戦後復興と日本の平和と安定発展に寄与し、国民に民主主義をもたらしているものだと思っております。現在、安倍総理が進めている憲法改正は、平和憲法のなし崩しにつながるものだと、そういう恐れがあるという思いがあります。そして、容認するものではないという考えを持っております。改正するのであれば、もっと国民と論議を深めて、時間をかけて進めていくべきであり、早急すぎるのではないかという思いであります。憲法の何を変えるべきなのか、国民としてどう捉えるべきなのかどうか論議は大いに尽くして時間をかけてやるべきだと、そういう考えを持っております。以前から同じような考えであります。

また 1 点目の辺野古基地の問題であります。この問題等においては、名護市長選、昨年の県知事選においても辺野古基地建設ストップの民意が県民から示されたものだと思っております。県民の意向を国は今無視してやっている状況だと、もっと真剣に沖縄県民と話し合いをもって然るべきだと思っております。そういう意味で、翁長県知事もそれについては民意を無視したようなやり方だと言うことに私は同感しております。

そしてまた、建白書の実現については、普天間基地、また県内移設断念の建白書の民意にも反して新基地建設を強行していることにはいかなものかと思っております。建白書を堅持する意思を貫き、翁長知事とともに普天間飛行場の閉鎖と新基地建設については県民総ぐるみの運動を継続することが大切だと思っております。これについては、焦ることなく真摯に、一步一步、沖縄県民の意向を強く訴えていくことが重要だと思っております。行動は県知事と一貫しておりますので、それについては議員もご理解のとおりであります。ぜひ県知事と一緒に頑張っていききたいと思っております。

3 点目については担当からさせますが、4 点目のこども医療費助成制度の拡充については、町は昨年 4 月から通院費について中学校 3 年生まで補助することで子を持つ親皆喜んでおります。県も平成 27 年 10 月から通院費の就学前まで拡大することを聞いて、一歩前進だと思っております。南風原町が昨年 4 月から通院費を無料化すること等において、町負担だけでは厳しい状況があると、これに対して県にも応分の負担をしてもらわなくては、21 世紀ビジョンにもある長寿命化についてもやはり健康でなければ厳しいと訴えてまいりましたので、県の町村会としても県に対して要請しております。沖縄県内においては 8 市町村が中学校 3 年まで無料化されているわけですが、しかしながら中南部においてはやっていないところが多い。私たちが、3 歳までだったものを中学校 3 年まで無料化することによって、負担が多過ぎるから県にもやってもらいたいと要請していけば、また他市町村もやりやすくなるのではないかという思いがありました。県が就学前まで無料化することに対しては一歩前進で、実際は中学校 3 年まで県もやってもらいたい要望を今後も訴えてまいりたい。南風原町の住民、子を持つ親、この一年間を振り返ってみますと、いろいろな角度から喜ばれております。私は通院を無料化することによって医療費の抑制になるのかと思っていま

したら、これと関連する子どもたち一人一人の健康保険、他市町村と南風原町に住んでいる子どもにおいては、南風原町は中学校3年まで無料だから保険料、また他市町村は中学校3年まで無料でなければ保険料が変わると、1人に対して6,000円の保険料であれば南風原町内の子どもたちは5,500円で済むとかそういう波及効果が大きいと痛感しております。今は少子化の時代でありますので、親の負担を軽減させることによって、1人を2人、3人も持てるような環境を作っていくのも大事ではないかと思っております。県が就学前に拡大したその分が浮いたのではないかとではなくて、私は中学3年までやってもらいたいと一貫して今後も訴えていきたいと思っております。そういう意味で、私たちの負担が減った分はいろんな面で活用できる部分があるものだと思っておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思っております。ほかの点については、私に代わって副町長からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 引き続き、質問事項3点目の子ども・子育て支援新制度を問う

(1)についてお答えします。まず①ですが、認可外保育園への空調設備に関しては平成27年度予算に4園分を計上しております。対象園としては、なないろ乳幼児園、よなは保育園、さくら保育園、なでしこ学園の4園となっております。②ですが、保育料の多子減免については、町から認可外保育園に対する多子減免に関する助成は行っておりません。

(2)について。病児病後児保育については、新年度予算で委託費として493万5,000円を計上しております。対象児童はおおむね6カ月から小学3年生までの児童で、1日利用で2,000円を予定しております。生活保護世帯については、無料を予定しております。

(3)についてであります。平成26年度は、翔南学童において満杯で預けられない児童がりましたが、校区内や近くの学童を利用することで対応をいたしております。今年度は、翔南校区内に新たな学童が1カ所増えますので、20名の定員増となります。また、南風原小学校校区内にも1カ所、20名定員で新たな学童が増えます。今後も新たな学童整備については、町学童連絡協議会と情報共有を図りつつ学校施設活用につきましても引き続き教育委員会との調整を行いながら、保護者会等とも意見交換をしてみたいと思います。

5点目の生活保護申請の対応について(1)であります。生活保護については、平成23年度351世帯、522人、平成24年度353世帯、526人、平成25年度350世帯、507人、平成27年は本年度の1月現在で358世帯、493人となっております。

(2)についてであります。短期証の発行世帯数は、平成23年度434世帯、平成24年度417世帯、平成25年度434世帯、平成26年度368世帯、各年度とも6月30日現在であります。

(3)についてであります。金額については、100円未満を切り捨てて1,000円単位で報告いたします。国民健康保険税の不納欠損は、平成22年度193件、1,235万円。平成23年度148件589万9,000円。平成24年度163件、840万円。平成25年度116件、437万8,000円。町税の不納欠損

については、平成22年度303件、1344万5,000円。平成23年度143件、1,542万1,000円。平成24年度205件、557万7,000円。平成25年度153件、1,170万2,000円となっております。

(4) についてです。国民健康保険税における生活困窮による不納欠損は、平成25年度9件の2人、109万9,000円。町税における生活困窮による不納欠損は、平成25年度55件21人998万1,000円であります。

(5) についてです。町税、国保税における窓口での対応で、生活困窮者で生活保護該当と思われる世帯については、こども課の生活保護担当で案内等の対応を行っております。

質問事項6点目、バス停への屋根設置の進捗状況についてであります。(1) についてですが、まず当間原バス停の屋根設置については、南部国道事務所では本年度に歩道拡幅と同時に上屋設置の予定で進めておりますが、用地取得や物件補償が難航していることから、本年度での上屋設置については厳しいという報告を受けております。(2) についてです。国道のほかのバス停への上屋設置については、幅員が狭く設置はできないということでありました。また、役場前の県道241号線や国道、現道国道507号への上屋設置については、沖縄県で計画されていますバス利用者や公共施設等の優先度の高い箇所から進めていきたいという説明を受けております。以上であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございました。まず憲法についてですけれども、町長は平和憲法の三原則をなし崩しにする恐れがある、特に平和主義をなし崩しにする恐れがあるから容認できるものではないとの答弁でした。大変心強く思います。ぜひそのような姿勢を堅持していただきたいと思います。これは2月4日の日経新聞ですけれども、自民党の船田元憲法改正推進本部長が首相と会談をして、船田さんが憲法改正案を発議する時期が2016年末の参議院選挙前ではなく選挙後になると見通しを示したことに対して、首相はそれが常識だと語ったことを報じております。まさに来年には憲法改正の発議をして、国会の3分の2が発議して議題となってそのルールに乗っていくことになっております。ただ、自民党はさすがに知恵が回りまして、憲法9条をいきなり議題にはしないと、まず緊急事態にどう対応するかということだとか環境権だとかそういったことをテーマにして憲法を変える作戦を取ろうとしています。つまり、国民に憲法は変えられるのだというように慣れさせていく、そういう戦術でやっていこうということでもあります。あくまでも自民党の改正草案は、第9条の2に内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持するということを明記するわけで、これがまさに自民党の本音なのですね。ただ、やり方としてはそのように国民を慣らしてやろうとしている。このような動きが今あります。私たち国民は、平和憲法を守る考え方に立つ国民は、このような作戦に乗るわけにはいかないとと思いますが、町長も同じ考えかどうか伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 この件についても私は、焦ることなく国民と大いに論議をする、改正するのであればやはり国民と時間をかけて対話することが一番大事ではないか。それをやってみて、結果として出てくるものであって、まだ早急過ぎるのではないかという思いを以前から持っております。冒頭から申し上げている平和憲法は大事だと思っておりますので、それだけの信念を持って国民と論議をしてもらうようお願いしております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございます。去年の7月1日でしたか、集団的自衛権を容認することを言わば内閣総理大臣の一存で閣議決定が出たことになっていると私は思っております。そのことを今度は具体化する法律について、昨日、今日ですね、与党で合意をして、これから法律になっていくという段取りだというようなことが報道されています。一方では着々と、憲法そのものには触れないで内実は蔑ろにしたような実態を作っていくことが進められる。その一方でまた明文改憲も進めていく、こういう作戦に出ているわけですから、議論をすることはもちろん大事で時間をかけてやるべきですが、時間をかければやってもいいということではないと思います。この平和主義は断じて崩してはならないことを申し上げたいと思います。その点と、南風原町の黄金森公園に町民の皆さんが期成会を作って建立した「憲法九条の碑」「鎮魂と平和の鐘」がございます。これは町民の団体が造りましたけれども、町民の寄付とそれから事業者の寄付、そういったもので建立したものです。これを町に寄贈して、現在は町が管理をしています。この憲法九条の碑は、今の時期にたいへん大事なものだと考えます。この憲法九条の碑は、文化センターが所管ですか、20号壕入口付近に移されていて、両方相まって平和行政を発信する、平和教育を行うたいへん大きなものとなっています。ところでこの憲法九条の碑の説明パンフレットが作られているという状況にはありません。そこで、町長の平和憲法を守るのだという決意であれば、少なくともこの憲法九条の碑を説明するパンフレットを町として整備するべきではないかと思っておりますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 20号壕入口にある憲法九条の碑、さらに鎮魂広場として町が管理をして清掃もきれいにされていると思っております。また、これの解釈文をとすることは今までなかったことですし、これに対してあったほうがいいのか、どういふかたちがいいのかどうか、今までこういう発想や声もなかったものですから論議をさせてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これは通告を事前にはしていませんでしたが、陸軍病院20号壕については立派なパンフレットもできてそこを訪れる皆さんに大きな役割を発揮しています。同じようにこの憲法九条の碑についても町が管理をしているわけですから、その経緯など解説するパンフレットが当然あっていいだろうと思うのです。今、町長から検討していくというような答弁がありました。これについてはぜひ相応しい内容を検討していただいて整備していくようお願いしたいと思います。

それでは1番目に戻りまして、建白書についてですが、町長から県民の民意を無視するものだとは明確な答弁がありました。本当に法治国家として許されない行為だと思います。昨日官房長官は知事の昨日出した指示は法治国家としておかしいということを行っているようですが、そっくりそのまま返さなければいけない言葉だと思っています。町長の民意に反するのだという意思是、共通するものだとしてぜひその気持ちを一緒に大事にしてがんばっていきたいと思います。さらに建白書は堅持するのだと何度も、この場でも述べていただきました。その点から、建設そのものをやめさせていくうえで、また昨日知事が新しい指示を出しているわけですが、町長はこのことについて県民総ぐるみの運動を継続することが大切だという答弁をいただきました。私もそのように思います。可能な限り多くの県民が皆で一致してできるような行動を追求していくべきだろうと思います。そこで、冒頭で述べましたように議会は意見書を可決して内閣総理大臣はじめ関係機関に送付しています。町長におかれても内閣総理大臣に対して、公開の書簡でこの意思を示してもらおうかと考えますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。辺野古の問題等においては、一貫して当初の代表として建白書を堅持すると申し上げております。これに対して総理宛書簡をどうするのか、そういうことではなくて共に行動を起こしていくことが私の考えであります。1町で総理宛てに書簡を述べるというのが有効なのかどうか、一町の町長ではなく団体として起こす行動が一番有効だという思いであります。県知事と連携しながらやっていくことが一番肝心だと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 県知事と歩調を合わせて行動していきたいという答弁ですが、町民の皆さんとも意見交換をしてどういった行動が取れるのか、具体的な行動に踏み込んで相

談する機会を持つべきではないかと思えます。いきなりは無理だと思いますけれども、例えば読谷村では村挙げての各種社会教育団体なども一つになった実行委員会ですか、それを作って行動していると聞きますし、他の市町村でもそういった動きがあると聞いています。そういったことも含めて、町長にはぜひ検討していただきたいと思うのですがいかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 それに対しては、広角的な角度から論議、私たち執行部の副町長、教育長、さらに各部長とも連携しながらこういった方向がいいのかどうか論議をさせてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ぜひ論議をしていただいて、その論議をまたあとで聞かせていただきたいと思えます。

3番目の問題に移らせていただきます。認可外保育園で空調設備の予算が計上されていることにつきましては、大変ありがたく思います。認可保育園は園舎改築などのときに一緒に併せて整備していると前の一般質問で答弁があり、認可外保育園についても那覇市で一括交付金を活用してやっている点を確認しているので進めていくという答弁に立っての今回の予算計上だろうと思えます。ただ、町内には認可外保育園がこの4園だけではなくまだ他にもあるはずです。一定の基準があるかと思えますけれども、可能な限り他の保育園でも必要とする保育園があれば助成できるようにがんばっていただきたいと思えます。

それから2点目の保育料の多子減免についても、これも答弁ではこう言っています。認可外保育園に在籍している児童、兄弟児童の実数及び保育に欠ける状況などの把握についてはまだ完全にできておりませんので平成26年度以降に状況把握も含め検討してまいりたいというような答弁でした。確かに認可外保育園ですから保育に欠ける欠けないについての状況把握、それから兄弟がいるかないか、多子なのかどうかそういった状況把握がされていないことはその時点で了解しました。平成26年度以降に検討してまいりたいと答弁しているわけですから、その後調査されたのかどうか、調査のうえでの今回の答弁なのかお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。認可外保育園の多子軽減についてですが、現在、町内認可外が10園ございます。それで調査した結果、多子軽減をしていないところが2カ所

です。いろいろやり方がございまして、入園料の免除、あるいは月々1,000円から多いところで5,000円とか各々園の都合と言いますか裁量で今行っているところです。町としてはその多子軽減についての補助を行っていません。それに代わってと言っておかしいのですが、南風原町では1人当たりの運営費月1,500円を補助しているということで、今後どうするかについてはしばらく検討してから対処していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今度から保育園だけではなくて幼稚園でも第3子以降は無料と、これは小学生まで含めてカウントすることに確かなっていますね。そういう意味で認可保育園からさらに幼稚園へとこの多子減免が広がっているわけです。私が以前、報告したようにこれは名護市で行われていました。認可外保育園であっても第2子、第3子を保育園に預かってもらっている世帯の経済的負担を軽減する目的で行われている制度です。同じような制度でありますので、幼稚園は保育を要望する条件がなくても、そういった条件にかかわらず預かってもらいたいという要望があれば保育する、預かることになっているわけですから、その点では認可外保育園も第2子、第3子を軽減していくことに不都合はないと思うのですね。矛盾は出てこないと思うのです。その点を改めて、今後の課題だということで前回の答弁よりもむしろ後退したような印象を受けるのでいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。幼稚園でも小学校3年生以下がいる児童については多子軽減ということでできております。認可園についてもその制度はございます。先ほども答弁したとおり、町としてこれについては保育に欠けるかどうかいろいろあるものですから、一人ひとりの運営費ということで1,500円、これも平成25年から増額して補助しているわけですので、その代わりも含めて、今後なくしてこれをするのかどのほうがいいのか含めて研究して、逆に多子軽減を受ける方だけが得して1人のものをなくすことはまずいですし、あれに上積みするのか、今後は町外など出てくる可能性もありますのでいろいろ研究したいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。病児病後児保育に関しては、平成24年9月定例議会で検討するというような答弁をいただいております。その時点では、今後検討する必要があるかなというような答弁であったわけですが、今後の努力によって今回予算計上されたということで町長と執行部の皆さんに敬意を表したいと思

ます。この病児病後児保育の内容については、答弁で1日利用2,000円、生活保護世帯については無料で493万5,000円を計上しているということでした。わり算をすれば出てくることかも知れませんが、どのぐらいの利用を見込んでいるのか、そしてこれは見込みですから途中で実績がそれを超えるようなことがあれば補正増をするのか、その点について聞かせてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。病児病後児保育についてですが、平成25年9月から、わんぱくクリニックで実際やっております。去年の実績、一昨年9月から8月までで南風原町95名が利用しています。今回の補正予算では、200名までの予算で、人数的には50人以上200人未満が251万8,000円を予算計上しています。仮に年間200人以上になると、428万ということでワンランク上がりますので、200人以上になるようであれば今後補正が必要になるかと考えております。今までは病院としての呼びかけでしたけれども、予算で計上して町内のそういう病後児の対象者についてはぜひ利用してもらうように広報等もやっていきますので、200名超す可能性は十分あると考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 お子さんが急な発熱などで保育園に連れていけない、あるいはインフルエンザなどで集団保育園へ行けないといった場合でもお母さん、お父さんが仕事に行かなければいけない事情は大変多いわけですから、そういったことに対応するこの病児病後児保育は、200名を超えればそれに対応するという答弁でしたのでしっかりと対応していただきたいと思います。これについては大変感謝をいたします。

次に、学童保育については、今度新たな学童ができるということがあってそれに期待しているということのようですけれども、学校施設の活用について父母の要望は大変強いものがあると思います。今回、意見交換をしてまいりたいという答弁に留まっている印象ではあるのですが、せっかくある公共施設、確かに児童増などで空き教室が確保できないとかいうような事情はあるわけですが、むしろ学童を安全に、すこやかに預かる、守っていく視点から学校施設の活用が今後可能になるように執行部においては努力をしていただきたい。教育委員会でも十分な連携を図っていただきたいと希望して終わりたいと思います。

こども医療費については、先ほど町長が答弁のなかで数字の報告なさったと思うのですが、今度の県の施策によって町の負担が軽減される。その額はどの程度見込むのか報告いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。集計上、去年の4月から3月見込みで計算しています。県が今度拡大するのは、4歳、5歳、6歳の就学前ですので、町の集計がこの3歳を計算しますと1,900万、約2,000万円あります。これの2分の1が約1,000万円ですか。これの半年分ですので約500万円については、平成27年度は県の助成分で収入が増えるかと試算しています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 平成27年9月からですから半年分という計算をされるわけですが、通年で考えると約1,000万円だという考えでいいと思いますが、これについて町長からはそれを活用してさらに対象を拡大する予定は今のところないと答弁をいただいています。他の市町村もぜひ南風原に次いで中学校卒業まで広げて欲しいという希望が出されました。非常に良いことだと思います。保険料の金額にも反映してくるということで大変意義があることだと町長からありました。ラジオのコマーシャルで、南風原町内で新たなマンションを販売する業者が、利用者の皆さんが南風原町ではこういった施策をやっている、大変住みやすい町だということでPRしている事例にも出くわしました。本当に良いことだと思います。通年でいけば1,000万ほどの新たな財源が県の施策によって生じるわけですから私は引き続きこのこども医療費の助成に向けるべきではないか、基本的な考え方としてそうすべきだと思うのですが、これについてはいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。沖縄県が就学前まで伸ばしたときの町に入ってくる分ですが、南風原町では平成26年4月から中学校卒業までの通院費についてやっています。これはあくまでも予定ではございますが、町単独として5,000万、当初は7,000万円組んでいましたけれども実績が5,000万円ぐらいになりますのでこの分は町単独として出ています。ですから、先ほど町長も答えたように、県に2分の1出してくれと要望しているわけです。そのうちの就学前までの3歳分については自治体に来年10月からはきますが、町としても始めたばかりですので、しばらく様子を見ながらやっていきたいというところです。子どもたちの医療費とは別に町としても新たに認可外の町外の部分を増やしたとか、病後児をやるか施策をやっていますので、今後もどういうものに使えるか検討しながら使っていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町単独の持ち出しを5,000万円ほど見込んでいるが、それが平成28年度からは通年1,000万円は軽減されるだろうということなので、しばらくは見守らせてもらいたいとの答弁であります。それはやはりその範囲の中で活用できるよう要望したいと思えます。

それで5番の件ですけれども、数字でいろいろ述べられました。生活困窮が多いのではないかとということで私は国民健康保険においても町税においても不納欠損に至る、せざるを得ないものについて聞きましたが、その数字は皆さん方から報告されました。そうすると一定の定義を持って、生活困窮という場合の定義を皆さん方は前提にして答弁されたのだろうと思いますが、それはどのような定義でしておられますかお答え願います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 生活困窮にもいろいろ考え方がございますが、生活困窮者自立支援法のなかでは現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者となっております。ですから、これより悪い人については、生活保護等の受給を申請したほうが良いという考え方でございます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。税の立場では、トータルで町の考え方は一緒だと思いますけれども、まず預貯金、現金、そういったこと、それから先ほど民生部長からもあったように実際収入として著しく相違ある者、無財産などが挙げられます。これは一括りにできないケースが非常に多く、病気とか急な倒産・解雇といったものもございます。それでトータルで考えますので、この人はこの時期がずっと続くのかどうか、そういったものも全て検討します。ですから一括りにできないことはご理解いただきたいと思えます。各ケースで違うということです。そういったことでご理解いただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 おっしゃるとおりだろうと思えますが、平成25年度の決算調書が可決しましたけれども、これも具体的にそれぞれの個人、もちろん名前はありませんけれども報告されております。これによりますと確かに無財産がほとんどです。私は町税のほうを申し上げておりますが、無財産がずらっと並び、国保については条文で示しているようですが地方税法18条あたりが記されております。今おっしゃったように生活保護に実は該当するのだけれども、これを受給していない方々がかなりいると言われます。生活保護の捕捉率と言うようですけれども、南風原町でどうなっているかご存知ですか。生活保護に該当

して受給している方を捕捉率と言いますが、逆に足りない方々がどれぐらいいるのか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。生活保護世帯については、先ほど数字で年度ごとに答えてございます。南風原町が多いか少ないかの議論ではなくて、受けられるのだけでも受けていない人がいるかという話になりますと、町税とか国保税、そういう納付指導等を受けて、ほぼ同じ方が相談に来るわけですけれども、生活保護に該当するということであればその保護担当につなげます。正確な数字ではないのですが、年間 5、6 名ぐらいは国保税の窓口から生活担当につなげています。その方々が全員、保護受給することではありませんが、毎年 5、6 名ぐらいはいるということで認識しております。それでは実際に必要な人が何名いるかについては、確実な数字は持っておりません。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 必要な方には保護申請の用紙をその場で渡していますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 国保の窓口はすぐ隣ですので、税務でも 2 階ですから一緒にその窓口まで行くなり、生活保護の窓口に行けばもう一度聞き取りをして該当しそうであれば用紙を渡して町に届けるか南部保健所に行くか、できるだけ町が受け取れる分については受け取ってやっていくというようにしております。特に町で駄目ですということではなくて、該当しそうであればぜひということで指導はしていると考えています。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 家があるからとか車があるからとかということで申請を受けないということはありますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 生活保護受給者は、仮に財産が一定程度あれば該当しないわけですから、申請もできないことになります。このへんは聞き取りして、一定以上の財産、車も必要限度だとかあるはずですのでそのへんは確認をして申請を受けるといことです。要するに担当から見ても補助該当しない方について受付けても意味がありませんので、該当

しそうな方は当然申請してもらおうということです。確かに、該当するというので申請するのであれば拒否しません。担当としても該当しないと判断される方も中にはいるわけですね。逆も在るかも知れませんが、該当するけれども受けられないということでのご質問ですので、これについては受けできる分は当然受付けて南部保健所に送付して認定を受けてもらうかたちにしております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 申請を受けるべきです。今の対応は間違っています。判断するのは南部福祉保健所です。申請を受けないということは間違っています。指摘しておきます。終わります。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時15分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。13番 玉城 勇議員。

〔玉城 勇議員 登壇〕

○13番 玉城 勇君 それでは、二番手に通告書にしたがい質問をさせていただきます。1点目に、町内土地改良区内に位置確認標示板の設置をということで、（1）平成26年第2回定例会の質問で町内土地改良区内に位置確認標示板の年度内設置を検討する回答があった。計画は進んでいるかお伺いします。

2点目に、集落内の危険な狭隘道路にハンプの設置をということで（1）集落内の危険な道路を安全・安心な道路にするためハンプ（道路を凸状に舗装すること）の設置が必要であるが検討されているか。

3点目、保育園の待機児童解消をということで5つの質問を行います。（1）保育園の待機児童をゼロにするための取組は進められているか。（2）保育園の待機児童をゼロにするためにどのような問題があるか。（3）幼稚園の4歳児入園によって待機児童はどのように変化するか。（4）幼稚園教育と預かり保育事業の計画はどのようになっているか。

（5）幼稚園の延長保育での教育及び事故の対応は協議されているか。以上、質問をいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項の1点目、町内の土地改良区内に位置確認標示板の設置をについてお答えします。まず位置確認標示板については、平成26年度中での検討を行っていましたが、設置範囲や財源等を検討した結果、新年度において宮城土地改良区域から一括交付金の活用を目指して取り組んでいきたいと考えております。

2点目の集落内の危険な狭隘道路にハンプの設置を（1）についてお答えします。その件については、近隣市町村を参考に地域からの設置要望がありましたら検討していきたいと考えています。

3点目の保育園の待機児童解消を（1）についてお答えします。現在、町子ども・子育て会議においては、待機児童解消に向けた確保策についての詰めの作業を行っています。計画は平成31年度までの5カ年計画となっておりますが、2平成7年度から平成29年度の3カ年間で待機児童ゼロを目指して取組を進めてまいります。（2）についてお答えします。幼稚園の5歳児と4歳児の入園児童数を予測しながら、認可保育園の改築・分園等、さらに認可外保育園の認可化や小規模保育等の設置に取り組みますが、施設が増え過ぎ、あるいは不足することも問題ですので慎重に進めながら、平成29年度において中間見直しを行う予定をしております。（3）についてです。現在、町立幼稚園の4歳児については、4幼稚園で30名ずつ、合計120名の入園数を想定しております。そのなかには、保育を必要としない児童も3割程度いると思われまのでおおむね7割、84名の4歳児が町立幼稚園を利用すると、その分が保育園の待機児童解消につながります。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項3番、保育園の待機児童解消に関する（4）幼稚園と預かり保育に関するご質問にお答えします。町立幼稚園を複数年保育とし、平成28年度から4歳児保育の実施を計画しております。土曜日の預かり保育事業についても平成27年度から7時半～18時30分で実施してまいります。（5）のご質問でございますが、預かり保育は、幼稚園教育要領に基づく教育課程外の活動ですので、幼稚園教育の目的・目標及び幼稚園教育要領に示す幼稚園教育の基本を踏まえて実施をいたします。事故の対応は、緊急連絡体制に基づいての対応となります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、1点目から順序よく再質問をさせていただきます。まず平成26年度第2回定例会でも質問しておりますけれども、これまで3年にわたり質問をしてきました。今回、平成26年度中に行うということだったので残念ながらできておりません。平成27年度の新年度予算ということでございますけれども、やはり早めにやっていかなければ、事故が起きてからでは遅い場所であります。早急な対応をやっていただきたいと思

います。そこで予算が一括交付金で目途がついたような状況でありますけれども、町民の安全・安心のためにぜひ実現しなければいけない事業だと思っておりますので、再度確認をさせていただきたいと思っております。新年度において必ず実現するのか確認させていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。本年度中の実施ということで目標は掲げていたのですが、実施できなくてお詫び申し上げます。先ほど副町長からの答弁でもあったように、実際には一括交付金の申請はまだでございます。防災とかそういったものの視点から緊急時連絡番号ということでこの交付金の活用を目指して取り組んでいきたいと思っております。いかんせん数とかエリアとかございまして、それなりの費用も対応しなければいけないことはご理解いただきたいと思います。今年度中にまず宮城土地改良区内から取り組んでいきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 この事業について、当初は平成26年度中という話もありましたけれども、今度はまた平成27年度に延びてきておりますので、町内には5カ所の土地改良区がございまして、全地域にそのような場所がいっぱいございまして取組を強化されて、一括交付金でございますけれども予算ができるように、なおかつ実現できるようにがんばっていただきたいと思います。約束を取ったという思いでおりますので、必ず実現をしていただきたいと思います。また、場所によって順序は問いませんので、それこそ設置をお願いしたいと思います。5年かかることのないようによろしく申し上げます。

それでは、2番目のハンプについて再質問を行います。これも以前から質問しておりますけれども、よく与那原町の例を出しておりますがなぜ与那原町がそういったものの設置を毎年やっているのかぜひ参考にさせていただきたい。与那原町で車道の狭い所は歩道分離ということで道路にペイントをして車道と歩道との境界を分ける事業もやっております。それからもちろん、ハンプは各地域毎年増やしていつているという情報もお話したと思っておりますけれども、集落内の狭い道路を常に車が速い速度で通過していることも確認をされていると思うのですが、危険な状況を改善するためには何かをしなければいけないのです。取組として与那原町を見ましたら、このハンプが一番効果がある。しかし、ハンプについても100パーセントではないとも思いますが、もし何かあれば撤去とかそれ以外の対応がいろいろ考えられます。取り敢えずはハンプによって事故はないと去った東部消防組合議会においても確認しましたけれども、救急車両等についても支障はないという回答も得ております。それぞれが気を付けて通行すればスムーズに通行できます。ですから、地域内の安全・

安心のためにはぜひ早急な取組をしていただきたい。先ほど回答がありましたけれども、地域からの設置要望ということでありましたが、これは地域の評議員会等あるいは審議会等ありますけれども、その要請書あるいは区長からの設置要望書が必要なのかどうか、口頭でもよろしいのか。文書でお願いしたほうがいいのか、皆さん方の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。先進地と言いますかすでに設置されている自治体の情報を集めると、特に夜間には結構音も出ると聞いています。この先行した自治体から聞くと、特にこの集落内全てそうですが、通り沿いの方々にはこの設置についてぜひ同意はいただいているとのこと。設置の要望書ということで、自治会長名で首長宛てに要請書を出していただきます。それにつきましても、設置後にやはり音が出ますとか、場所によってはそういう声もあるようです。しかしそこは今回、議員がおっしゃるとおり生活道路と言いますかちょうど中央を突っ切っている道路で非常に往来が激しい所というのは確認もさせていただいております。そこにつきましてもやはり地域の皆さんの同意。まずはやってみようということで試験導入ということでもよろしいですので、そういった点も含めて地域の皆さんから設置について同意はいただきたい。それは文書でいただいて、やっていこうと考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 再度確認しますけれども、地域の同意と言いますと、隣近所も含むのか。部落の評議員会の決議でいいのかです。それを確認させてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 地域の代表の同意というのは、私は地域の総意と解釈できると思います。ただ、先ほどお答えしたように、やはり特に通り沿いの方、そこに近い人たちにはきちんと地域で説明していただいて、それで地域としての同意ということで認識しております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 各地域同じような状況があると思いますけれども、地域、部落の評議員会決議の基に、区長あるいは評議員議長連名で設置要望書を提出できればと、そのような

方向で取組をして受付けしていただきたいと思います。それでよろしいですか。今、確認したということで進めていきたいと思います。

それでは、3点目。民生部長は今期で最後でありますので集中して5点やっていきたいと思っております。再三質問しておりますが、やはり子どもたちの安全な保育あるいは安心して保護者が預けることができるような事業を推進するために質問させていただきます。まず待機児童ゼロの取組についてでありますけれども、先ほどは平成27年度から平成29年度までに待機児童ゼロを目指していくということがございました。目指していくのではなくて、「する」という思いでやるべきだと思うのです。どうして、「目指す」の表現をするのか答弁をお願いしたい。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。平成29年度にゼロにしますという計画を作っております。子ども・子育て支援事業計画書、昨日第8回の会議をもちまして答申ということになります。これについて計画は5年でありますけれども、平成29年度末までには待機児童ゼロになるように計画をしていますということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 これは協議会メンバー含めて、町としての確認でよろしいですね。お願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 はい。これについては、審議会が昨日で終わっているのですが、非常に大切なものだというのでその前に町長はじめ副町長、教育部局も含めてこの人数等を平成29年度でゼロになるようにという計画を先に確認して審議会にも提案してございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 たいへん力強い回答をいただきまして、ありがとうございます。町長にはいろいろと大変な取組だと思うのですが、ぜひ平成29年度末にはそのようなことができるようにこれからがんばっていただきたいと思います。次の部長あるいは課長等にも十分に引継ぎをされて早急に実現できるように、計画はされていると思いますのでそれが実行できるように取組をお願いしたいと思います。

それからこれに関連して、皆さんがいろんな事業、施策、保育園の増員あるいは増築、分園等、企業の保育所、さらには新しい認可といういろいろな方策を検討されていると思いますけれども、そういったものも含めての取組になっていくのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。各年度の各方策ということで、設備の整備等の計画がございます。平成27年度で保育所の分園2カ所、事業所内保育所1カ所。これについて分園は前倒しでさんご保育園の30名、そして事業所内保育についてはよいサマリヤ人保育園、この2カ所についてはすでに前倒しをしています。今後、保育所の改築等で30名とか、小規模保育所が3年間で4カ所、そして今ある認可園の定数増など340名の増でゼロになるよう計算をしております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 この計画については、僕も確認させてもらっていますけれども、毎年と言いますか平成26年度で分園あるいは増築という計画もあったのですが、それができなくなっているのがあります。これについて計画通り進んでいるのか。どうして計画したものができなかったのか。その原因、要因が何なのか答弁してください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。これについては、先日、補正予算の減額のところでご説明していますが、新しく造る所有者が当初そこでいいですよということで確認していましたけれども、実際交渉に入った時に地権者の相続関係でいろいろありまして、そこにはできないことになりまして、平成26年度は断念しますけれども平成27年度中の今年いっぱい他の土地を求めてやっていきたいということで園としても前向きに頑張っています。分園については、平成27年度の補正予算を計上していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 分園につきましては、すぐ対応できる所もあると思うのですが、そこらへんについての協議はなされているのか。計画どおり2カ所の分園あるいは皆さんが今持っている計画書がありますけれども、その計画どおりではなくて場合によっては次年度の計画を前倒しで持ってくるのかそのへんの対応はできるのかどうか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。分園については、平成27年から平成29年までで4カ所です。1カ所はすでにスタートしていますのであと3カ所。町の園長会あたりで確認をし、本人たちの希望も聞いて4カ所を予定しております。平成29年度までにということですので、当然前倒しをしていきたいと、これについては県の補助や町の財政的なものもございまして調整しながら、前倒しできる分についてはどんどん早めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 再度確認しますけれども、分園について定員を30名にしておりますが、この定員の変動というのはいり得ますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。これについては、当然町は希望しても園の受け皿がどうなっているのかということで、あるいはまた土地の大きさなどありますので、希望人数とは違う所が仮にあれば、他の所を探すとか、あるいは小規模保育所というのが別にあります。これは認可外に小規模保育をぜひということをお願いする部分でございます。認可外の協議会でも話をし、まだなかなか見えない部分があつて積極的ではございませんが、平成27年から各市町村でどんどん増えてくるはずですので、小規模保育についてもでき次第前倒しでやっていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 もう一度確認します。分園が4カ所予定されているということで、今1カ所30名程度想定されておりますけれども、これが40名とか60名になった場合に、園でそれだけの規模があると、土地が確保できるという場合には定員の調整は可能なかどうか。それについてはどうなのか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 分園については、おおむね30名を想定はしているのですが、仮に0歳児30名が分園で移った場合、元々ある所、1歳とか3歳児を増やすことができますので

30増やしたら逆に40名多く入れることもあります。それについては、この4月からスタートしますので早め早めにして、どのへんが足りないとか数、量の調整と言いますか年度を経過しながらどのへんを先にとという順序も変動することはあると思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 分かりました。3カ年間の計画でありますけれども、園との協議をスピーディにやって、保護者の皆さんの希望を受け入れるためにぜひ早めに対処、あるいはまた前倒しで対処できるようにがんばっていただきたいと思います。以上でこの件は終わります。

それでは、(2)の問題点についてでありますけれども、確かに先ほどの答弁では施設が多過ぎていけないし、あるいはまたあまり調整し過ぎて不足してもいけないということがございました。しかし、それをやりながら5年間の中間である平成29年に見直しを行うということでもありますけれども、先ほどは平成29年に待機児童をゼロにするという強い意思もありました。そこで調整するということは、待機児童の調整ではなくて施設の見直しなのか。毎年の出生数あるいは転入数があり予測は難しいと思うのですけれども、見直しというのは子供の人数あるいは施設の見直しになるのかももう少し詳しく答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まず平成29年度までに340名を施設として増やしたい。現在、318名が潜在的待機児童だと思っています。20名程度は少し増やしているのですが、3年後ですので子どもたちがもっと増える可能性は十分ございます。ですから、まずは施設を準備して、それでも足りない場合は今ある認可園の定数を増やすことが可能だと、現在定員が1,270人なのですが、実際受け入れ可能が1,485人です。これについては弾力化で114パーセントとかやっている部分ですね。この部分を後半は定数を増やしてゼロにするかなど調整ができるように定数増については後ろに持っていきたい。そして分園とか改築とか小規模保育を先にして、どうしても間に合わない場合には今ある認可園で、要するにスペースがある分しか定数が増やせませんのでその分で調整していくという平成29年あたりはそれが必要かと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、待機児童を受け入れする場合に、現施設でやる場合は緩和措置で定数を増やしていきながらやらなければいけない、あるいは分園をするにしても職

員がいなければいけない。その保育士についてはどのように採用していくのか質問させていただきたいと思います。実は、沖縄県で保育体制強化事業というものが今年度あります。これについて南風原町の導入計画と言いますか、予定はされているのか。あるいは、今後、説明をしていくのか。保育体制強化事業とは、子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し保育士の負担を軽減することによって保育の体制を強化し保育士の就業継続及び離職防止を図るものです。そして、さらに保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的に事業が決定されております。1園当たり上限9万円の助成で100パーセントです。保育士が園で保育業務に集中できるように保育以外の作業をお手伝いするという事業であります。これについて南風原町としては、園への説明会あるいは導入に向けての予算化がされているのかどうかお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。保育士については、全国的に、当然県内もそうですが、この新制度でマンパワーが足りないことがすでに分かっております。ですから、離職した人たちを再度などいろいろ施策が考えられております。以前から説明しています小規模保育については、B・Cでしたか、一定の研修を受ければ保育に就けるというこれも町独自でやることは難しいですので、県あるいは地区単位あたりでぜひやらなければいけない部分だと思います。今おっしゃる9万円程度の補助金について平成27年度予算には計上されておられませんけれども、どういうふうを活用するか園長会とも調整して、ぜひ必要であればまた計上もしていきたいと、調整しながら検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、本町に10カ園がございますけれども、1園当たり月額ですので毎月採用できるぐらいの金額だと思うのです。9万円で足りなければ町の持ち出しだとか園の持ち出しがありますけれども、業務内容が保育設備、給食の配膳・片づけ、寝具の用意・片づけ、その他保育士の負担軽減する業務、手伝いする作業であるので保育士資格を有しない者であるのです。ですから、経験者であればどなたでもできるし、家庭での保育の経験者でもできるわけですね。地域の方どなたでも該当するという事業であります。もちろん資料はいただいていると思うのですが、ぜひ予算化して取組をしていただきたいと思います。町の負担がないようでありますので、取組をぜひお願いしたいと思います。それからあと1つ事業がありますが、今は保育士を探すのに非常に苦勞されている。なおかつ沖縄県から他府県に移動されてその他府県で保育士業務にかかわる人も出ているようであります。本土では宿舎が準備されて受け入れをするという制度があるわけですね。ですから、沖縄の保育士が他府県に移動していくという実情がありますので、そのようなことを食い止める

ために今回、沖縄県が職員用の宿舍の借上げ支援事業ができておりますね。これについての説明会には行ったと思うのですが、その予算が本町ではまだついていないようですので、どうなっているのか。この事業の目的は、市町村が保育士の人材確保や保育士の離職防止を図るために保育士用の宿舍借入支援を行うため必要な費用の補助を行う。どうですか。これは聞いたことがありますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。勇議員が質問していることについては、担当課長に確認しましたら、先週、県の説明会があったということで、県内ではまだこの動きはしていないと思います。これについては、園長会のメンバーも同席して説明を聞いたとのことですので、園長会とも調整しながらどういうかたちでこの事業が受け入れられるのか検討して、もし受け入れられるようであればさっそくやっていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 この事業実施主体が市町村、町になりますので、町で事業を導入して園に使用してもらうことになるのですが、この対象が認可保育園なのです。認可保育園に対しての事業でありまして、何名か採用するにしても1世帯当たり8万2,000円の家賃補助があるわけです。これについて市町村が実施する場合は、国が2分の1、市町村が2分の1。保育園、現在の認可保育園がアパートを借入れする場合は、国が2分の1、市町村が4分の1で、保育園が4分の1。町の負担もありますけれども、保育園と協議しながら進めれば、町の50パーセント補助がその2分の1の25パーセントになる。両方あるわけですが、保育士の確保のためにこういった制度を活用されれば、本町の定員増あるいは分園等についての対応ができる事業であります。これについて今後の取組をどう考えておられるのか再度答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。保育園については、認可保育園がそういう家を借りて雇う人がいるかどうかまず分らなければ予算計上できませんから、仮に僕らが10名分組んでも、いませんでしたではいけませんので、園長でそういう方の採用が可能かどうかあるいは町外で遠いから近くがいいという方も出てくるかも知れませんが、該当する方がいるかどうか調査してから予算計上なりやらなければいけないとなります。先週という話も先ほど答弁しましたので、次の園長会あたりにそういう方がいるかどうか調査しながら検討していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 沖縄県から他府県に移っていく方もいるわけです。ですから、他府県から沖縄県に呼ぶこともできるわけです。あるいは逆に沖縄本島から離島に行くこともできるわけです。素晴らしい人材がいれば、市町村が自分たちの保育園に赴任してもらうあるいは就職してもらうためにこういうものを活用すればクリアできるわけです。園長会で調査するとのことですが、やはり県との協議を十分にされて、事業を確認されてぜひ取り組んでいただきたい。先ほどの保育の体制強化事業も併せて、ぜひ取組が必要だと思いますが、次の園長会に部長はいらっしゃいますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。次の園長会にはおられません。これについては、担当課長、担当部長が当然お話ししていきますので、できるように引継ぎをしていきます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、こども課長。ぜひ強力的に取り組んで、各園がスムーズな保育事業を継続できるように。課長の肩にかかっていますので、ぜひがんばっていただきたいと思えます。

それでは(3)の幼稚園の4歳児入園で待機児童はどのように変わっていくのかについてでありますけれども、現在、事業を進めていくことによって84名程度のおおむね7割の皆さんが幼稚園を利用するであろうということでもあります。ここで実際の待機児童数はもつといると思っていたのですが、先ほどの311名が待機児童の数だということでもよろしいですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。潜在的待機児童ということで、318人ですね。318人を予定しております。先ほども答弁したとおり、施設については340人を確保したいということでお答えしました。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 318名の待機児童に対して84名が解消できるということでもあります

ので、ぜひ取組強化をお願いしたいと思っております。

それでは、(4)について。先ほど教育長の答弁がございましたけれども、4歳児の保育については先日、保護者の皆さんに十分説明すると思いましたが、これについて説明会は十分に行われているのか。保護者の皆さんの理解はどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 答えいたします。4歳児保育の幼稚園での説明につきましては、各園とも2月初旬に申し込みを受けて、その後に各保護者についてオリエンテーションを行って、本年度から保育のあり方と言いますか土曜預かり保育、それから時間延長等も含めて説明をいたしてございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 以前に料金設定の説明書がありましたけれども、これについての説明で保護者の皆さんは了解されているのかどうか。あるいは、時間等についても了解しているのかどうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 平成27年度から料金も応能割で設定してございます。それについてもオリエンテーションで説明をいたしました。一通り料金形態が変わる説明をいたしました。それについて特にご意見等はなかったというようなこともございますので、説明したとおりのご理解をいただけるものと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 少し気になっているところが、土曜日の預かりについてです。平日は食事も給食センターからありますけれども、土曜日についてのケータリングはどのようなになっているのか。これについての料金がまたいろいろありましたので話し合いはどうなったのか。それから、併せて申しますけれども、幼稚園教育ですので土曜日はどのような教育をされるのか確認したいと思っているのでいかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 平成27年度から土曜預かりも行います。平日は給食がございますが、土曜日については弁当持参で保護者にもお願いしてございます。それから、幼稚園教育につきましては、月曜から金曜までの幼稚園教育要領に基づいて行ってまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 土曜日は、平日の保育はないことになりますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。ただいま土曜日の預かり保育に関するご質問でございますけれども、土曜日の預かり保育も平日の預かり保育も、今度新制度に移行するわけですので、事業的には一時預かり事業の位置づけなのですが、この教育の内容に関しましては幼稚園教育課程に係る保育時間の終了後に行う教育活動の位置づけで幼稚園教育要領に明記されているわけですから、基本的には幼稚園教育要領に基づいた教育ということで日常の教育活動に準ずるかたちで平日の預かり保育も土曜日の預かり保育もやっていたいただきたいというような内容でございます。そのために議員からご質問がございましたように、平日の教育活動の内容がどうなっているかの部分も当然、預かり保育の担当の皆さんは引継ぎをしまして、そういった一連の流れのなかで預かり保育もやっていく、教育内容的にはそのような位置づけでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 以前の説明で預かり保育については本務職員と臨時職員の2名で対応していくということでありましたけれども、平日は確か4名程度職員がいらっしゃると思います。そうしますと、土曜日は平日の指導ができないと思うので、これについてはどのような対応を検討されていますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。平日は、預かり保育も本務職員がいるわけですのでそれなりの連携は可能でございます。同時に、土曜日に関しましても当初は非常に厳しい状況でありましたけれどもシフトを組みまして、何とか週1の土曜日に本務職員も配置できるということで計画しておりますので、そのなかで本務職員から臨時職員への教育要領の伝達だと十分可能だと思います。また、定期的な本務職員と臨時職員との意見交換と

申しますか引継ぎ等も十分に可能でございますので、本来の幼稚園教育のねらいに関しましては十分に対応できるものと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 臨時職員については新しく臨時で採用されるからいいのですけれども、本務職員については時間が延長されることになりますので、いろいろと不満はあると思うのです。本当に喜んでいいのかどうか非常に気になる場所なのですけれども、皆さんの了解は得られていると考えていいのかどうか。あるいは、この手当についてはどのように強化されているのかどうか再度お願いします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 勤務体制でございますけれども、本務職員と臨時嘱託の職員とで協力してやっていくとのことでございます。当然、使命感もございますので、幼稚園教諭として本領を發揮していただきたいと考えているわけです。そのなかで処遇に関しましては、週何時間という勤務体制で月何時間の休暇というものがございますので、担当課では勤務体制のシフトづくりにもしっかりと対応しているということでございます。超勤対応とかそういったことは現段階ではありません。シフトで1週間に何日休むとか月に何日休暇があるというかたちで対応してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 もう一度確認させていただきたいと思います。仕事のシフト制はいいのですけれども、シフトにするということは、通常それまでやっていた勤務時間が短くなるわけですね。そして土曜日が増えるわけです。そのために、平日の勤務時間が減ってくる。今まで勤務していた時間帯がなくなるということは、子どもたちの面倒あるいは指導に支障はないのかどうか。どのようにその了解をもらったのか。本当に教諭の皆さん方に心配はないのか。そのへんの話はどうなったのか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 土曜日の預かりで本務の職員も出ます。その代わりとして、本務は土曜日出た分を平日に休むかたちであります。先生方にも協力いただいてシフト制にしていくということです。全体の子ども・子育て支援制度の幼稚園が担う役割を十分踏まえていただいてそれについては対応していくという考え方を持っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは終わりますけれども、あとで経費の負担がないように十分に確認を取って事業を進めていただきたいと思います。来月からですからすでに募集も出されているとのことでありますから、そういうことがないようにこれまで同様話し合い、協議で理解していただいて、またそれが継続できるよう注意を払いながらやっていただきたいと思います。

それでは最後の5番目です。まず事故についての対応でありますけれども、本務職員と臨時職員がお二人いらっしゃいますが、緊急に何か起きた場合、1人がその子どもの対応をしてもう1人がすべての子どもを見なければいけないわけですが。仮に連絡体制ができたとしても、別の職員が来るまで時間があるわけですからその間の対応というのはどのように強化されているのか。十分な緊急の連絡体制ができているのかどうか、それについての心配はないのかどうか。そのへんの共有はどうだったのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 答えいたします。土曜預かりにつきましては、通常より職員数が少なくなります。それについての緊急体制につきましては、通常2人で預かり保育を見ますのでおっしゃったように緊急時は現実的に1人になります。各幼稚園とも保育の緊急体制、連絡体制を設けていますので、園長先生、教頭先生に連絡が取れるよう対処してまいりたいと考えております。そういった体制を平成27年度から敷いていきますので、土曜日につきましては職員も緊張感を持って、そういうことが起こり得る視点で、配置された体制で1人は緊急対応をし、1人は子どもたちを預かり、その後、連絡体制で園長先生なり他の教諭の皆さんに連絡を取って緊急時には対応していく構図もありますのでそのように対応してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 教育長、ぜひこういう緊急時に対してのトレーニング、訓練をやっていただきたいと思います。何十名という子どもがいるわけですので、事故のときに1人で見なければいけない。1人が緊急対応をしなければいけない。事故に対する対応、いろんなことが想定されると思いますけれども、それについてはぜひ訓練をしていただいて、緊急連絡体制が実際にできるかどうかやっていただきたいと思いますけれども、その予定がありますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。ただいまのご質問ですけれども、本町の幼稚園管理規則のなかに学校経営計画を作りなさいということがございます。この学校経営計画のなかに安全防災の先ほど部長からございましたように緊急体制の確立、それからいろいろな避難訓練を含めた緊急訓練の実施等々もうたわれておりますので、そこに今議員からございました土曜日の緊急体制トレーニングも付け加えて平成27年度からは実施できるように園とも連絡を取ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひそのように取組をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時23分）

再開（午後1時29分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。6番 赤嶺奈津江議員。

〔赤嶺奈津江議員 登壇〕

○6番 赤嶺奈津江さん 一般質問最終日、ラストで質問させていただきます。今回、質問が8つの項目になっていまして、これまでの質問で一番多いですから早口になると思いますが、ぜひ前向きに丁寧な答弁をいただきたいと思います。それでは、通告書に沿って一括で質問した後、再質問から一問一答で質問していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

1、第5次総合計画と沖縄振興一括交付金の取組を問う。（1）第5次総合計画の今後のスケジュールはどうなっているか。（2）第5次総合計画の中心となる部署はどこになるか。（3）沖縄振興一括交付金の旗振り役となる部署はあるか。（4）第5次総合計画に、沖縄振興一括交付金を踏まえて計画策定できないか。

2、小中学校のクーラー設置について。（1）特に暑い教室にクーラーを入れるとしているが、暑さ以外でクーラーを入れたほうがいいのかと思われる教室はないか。（2）教室環境は学校公開日等にも確認していると聞いた。学校から連絡があったときも確認してはどうか。（3）各教室の気温・臭気・音などを考慮してクーラー設置を検討できないか。

3、公共施設・学校施設に人感センサーライトの設置をということで、（1）公共施設や各小中学校に防犯のために人感センサーライトを設置できないか。

4、各種団体・各部・各課が行う行事の持ち方について（1）町内で開催される同じ日に複数重なることが多々ある。各種団体・各部・各課の事業の調整は行っているか。

5、町立体育館の建設をとということで、（1）人口も増加しスポーツの盛んな当町には陸上競技場や野球場はあるが体育館がない。近隣市町の体育館を利用しようとしても、その地域住民が優先されるため利用できないことが多くなっている。当町にも町立体育館を建設するべきではないか。

6、子ども・子育て支援新制度の周知について。（1）子ども・子育て支援新制度により保育園・幼稚園の運営にも変更がある。待機児童や保育園でも年長クラスに申し込みした保護者に対しての新体制の周知はどうなっているか。

7、（1）町長の施政方針で、災害時避施設の補修等を行っていくとしているが、今後の計画はどのようになっているか。

8、那覇市・南風原町環境施設組合に対しての町負担金について問う。私は同組合議会の議員でもありますけれども、町としての考えを問いたいということで質問させていただいております。（1）環境の杜ふれあいの維持管理、修繕の費用を確保するために使用料を上げることが検討されていると聞く。環境施設組合の管理する施設は那覇市と南風原町の負担金で運営されているため、負担金について確認する。那覇市との負担割合と負担金の推移はどうか。（2）クリーンセンターや環境の杜ふれあいの維持管理、修繕の費用を確保するために、今後負担金が増えることが考えられる。負担金が増えることについて協議はあるか以上です。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項1点目、第5次総合計画と沖縄振興一括交付金の取組を問う（1）についてお答えいたします。第5次総合計画期間が平成29年度から開始することから、平成27年度から平成28年度にかけて策定をしております。平成27年度は、第4次総合計画の検証、平成28年度は第5次総合計画策定に重点を置いた取組といたします。（2）と（3）については、いずれも総務部企画財政課が担当部署となります。（4）についてです。沖縄特別措置法において沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョン計画に基づく事業に、沖縄振興特別推進交付金を補助すると定められております。そのため、第5次総合計画は、沖縄21世紀ビジョン計画に沿った策定となりますので沖縄振興特別推進交付金を踏まえて計画策定してまいります。

質問事項3点目の公共施設・学校施設に人感センサーライトの設置を（1）についてお答えします。役場庁舎・ちむぐる館には、警備員が常駐していること、中央公民館、文化センター、その他の施設等については巡回警備や機械警備等による防犯対策を講じております。また、学校においては、学校警備員が宿直しております。設置については、費用対効果等の調査を行い、今後検討してまいりたいと思います。

質問事項4点目、各種団体・各部・各課が行う行事の持ち方について（1）にお答えします。町行政の円滑な運営のため、毎週月曜日の三役会議や毎月定例の庁議、部長会議、部課長会議等の町行政運営会議を開催し、関係機関の連絡調整を行っています。また、教育部では、南風原町社会教育関係団体年間行事予定表を作成しており、学校行事、町の大きな行事については、毎月行われる校長・教頭連絡会で日程調整をしていますので、町の大きな行事等との重複はないかと思えます。

質問事項6点目、子ども・子育て支援新制度の周知について（1）にお答えします。今回の町立幼稚園の制度改正・改革については、まだ保育園の保護者に周知が足りない部分もあることから、新年度において保育園の5歳児保育利用を予定している全保護者に対し、3月10日に町立幼稚園新体制についてチラシを配布いたしました。

質問事項7点目、災害時避難施設の補修等の計画を問う（1）です。新年度は、神里構造改善センターを予定しております。その後については、地域の要望や必要箇所等を踏まえ実施をまいります。

8点目の那覇市・南風原町環境施設組合に対しての町負担金について問う（1）です。負担金の割合については、那覇市・南風原町環境施設組規約第16条の規定により、ごみ処理施設等に係る負担金は那覇・南風原町クリーンセンターへのごみ搬入量の実績割、還元施設の環境の杜ふれあいの管理・運営負担金は、那覇市100分の85、本町が100分の15の割合としています。本町のごみ処理施設等に係る負担割合と負担金は、平成24年度7.94パーセント、1億3,934万8,000円。平成25年度8.19パーセント、1億3,159万8,000円。平成26年度8.44パーセント、1億3,612万1,000円。また、還元施設環境の杜ふれあい負担金は、平成24年度525万3,000円、平成25年度517万6,000円、平成26年度599万7,000円となっております。なお、平成27年度より新たに周辺まちづくり事業負担金を予算計上しております。（2）についてです。負担金について毎年7月に那覇市・南風原町環境施設組合より組合財政計画（10年計画）が作成され、そのつど協議を行っております。その財政計画で本町の負担金は、毎年約1億5,000万円程度を見込んでおります。また、ごみ処理施設の延命化を図る基幹改良工事を平成34年から2年間計画されていますが、改良工事を基金及び補助金を活用することで現時点では負担金の大幅増は示されておりません。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項2、小中学校のクーラー設置についてお答えいたします。

（1）から（3）までのご質問は、関連しますのでまとめて答弁いたします。特別教室や職員室はクーラー設置されておりますので、特に暑い教室については実施計画に計上して年次的に対応してまいります。学校からの連絡につきましても、逐次相談し対応してまいりたいと考えています。また、学校周辺からの臭気、騒音等につきましても、恒常的なものかどうか学校と相談しながら対応してまいりたいと考えております。

質問事項5、町立体育館の建設をというご質問にお答えいたします。現在、夜間は学校施設の体育館の開放をしておりますし、土日、祝日にあれば昼間の学校体育館の利用も可能ですので、教育委員会といたしましては現段階では町立体育館の建設は考えておりません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。それでは、一問一答で再質問させていただきます。第5次総合計画については、同僚議員からも質問がありまして、平成27年度、平成28年度で計画策定をし平成29年度から実施するとのことですので、この検証から始まって計画までというのはかなり密な時間を計画してやらなければ良いものができていかないのかと思います。そのなかで確認しましたところ、企画財政課が中心になるということで、項目1については一括して質問させていただきたいのですけれども、実際には一括交付金と言われる推進交付金も取りまとめ調整等も企画財政課がやることになっていますし、計画をしたからには特に動くところもそこになることは分かるのですが、その旗振り役についてです。実際、各課でこういう事業をやりたいとか、こういったものに充てられないかという調整は、ある程度企画財政課でやるにしても、トータルの計画のなかでどの柱を目的にやっていくかという仕訳、手続きだけではなく旗振り役として班や課に分けるべきではないかと思うのです。この点、町としてはどうお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。考え方なのですが、一括交付金という制度があってそれをやるために何かを生み出すという考えがあるかないかと言えば、ないとは言えないのですが、町に課題があってそれを解決するために何か策を打っていくなかでこの事業は他の補助がないから一括交付金を充当させていこうというのが本音であって、一括交付金という金を使わんがためにということではありません。ですから、先ほど答弁したとおり、町の向こう10年間の課題解決するためにいろんな基本構想から目的、実施計画を打っていくわけです。それを解決していくさまざまな施策を展開するうえで、財政的にも有利なものを活用していこうという考えですので、まずは町の課題をいかに解決していくか、有利な財源を調達するかというのが考えでございます。取りまとめはやはり先ほど答弁のありました企画財政課。当然、計画の中核を担っている課でございますので、そこが総合計画に基づいた施策を展開するうえでのまとめ役、自ずと旗振り役。なぜかと言いますと、ある課がある施策をやりたいというときに、こういった財源もあるのではないかと一緒にやっていく考えも含めてということでございます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 課題が先にあって、その課題解決のためにということですが、どの手段を打っていくかというのはいろんなミッションをたどっていくなかで、一括交付金だったらできるだろうというのがあるのだと思います。それを実際動かしていくなかで、こなさなければいけない数字がありますよね。使わなければいけないというものではないのですが、そういった前提のなかで、こういった施策ができないかと下から上がってきたときに、それが本当の課題解決のためだけなのかといったところで旗振り役が必要になってくるはずなのです。日常の業務のなかで、これまでやってきた施策と手続き関係プラスこの旗振り役というものがこの課に集中してくる。私が言いたいのは、この課だけに負担をかけるのか、ちゃんとした旗振り役とされる部署を置いて、こういう施策のためにこういうものができるかという調整をやる部門と言いますか、課ではなくても班という体制でも置いたほうが各課・各部との調整がうまく進むのではないかという提案でもあります。一括交付金だけでもかなりの事業をこなすなかで、各課も大変な部分もあります。また、特に今は観光を重点的にということで産業振興課もかなりがんばってくれていますし、同僚議員が質問したなかで残業の確認もありましたけれども、150何時間から0時間までということで、それだけ偏った業務があるということは、その仕訳の方法として班であったりマンパワー、人的なものを補完していくべきではないかという点での質問です。やはり企画財政は重要な部署であることは私も分かりますし、あと6年ですか、一括交付金がある間の事業でかなり重要な施策を打てる期間だと思います。実際、税収が上がっていくのかどうなのか、町としてもまだ見えない部分もあると思いますので、今で施策を打っていこうとやる、特に重点的にがんばらなければいけない時期だと思うのです。そこで企画財政課だけではなくて、各課との調整をするそういった部門を置くべきではないかということなのですから、そういう考えはないでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 この沖縄振興特別交付金は、副町長先頭に推進本部もあります。これで各部長もあって、こういった事業もある、これはこの課だとかそういった調整会議をする場も各部を通じてあります。それを企画財政課の企画班で取り持っていて、担当部長としてそこは機能している認識はあるので議員のお考えと少し差があるのですが、先ほどの答弁と同じように、課題解決のためにさまざまな解決策を打っていくわけですので、実際一括交付金の事業がかなり多い部署も確かにございます。しかし、中心となってそれぞれ事業の内諾を得るための作業等は一緒に市町村課とのパイプ役になりつつ、その課とも連携しながら、まとめ役として取り組んでいる考えではあります。しかし、ご提言もございまして、どのように効率的に町全体として業務に取り組んでいくかを含めて、特殊なチームを含

めて今後は検討の余地もあるかと思えます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。実際機能していないという判断ではなくて、それだけ重きを置かれることもあると思うのでそういったマンパワーを入れていくべきではないかという提案です。名古屋グランパスも来られましたし、いろんな意味で町がどんどん変わってきている時期でもありますので、町の体制としても変わらなければいけないとか、もっと力を入れるとか体制を考えていく必要が出てくるのではないかという提案です。また第 5 次総合計画のなかでは、第 3 次総合計画から第 4 次総合計画に変わる時にも変わることがありましたし、第 4 次総合計画から第 5 次総合計画で変わる部分も出てくると思いますので、そういったところも町全体が良くなるだけでなくて執行部と町民とわれわれと協働のまちづくりの点でいかにかかわっていくかも大事になってくると思えます。ぜひそういった観点からも、スケジュールどおり、またスケジュールの前倒しでかかわっていけるところがあればかかわっていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

大きい問いの 2 番目にいかせていただきたいと思えます。クーラー設置についてですけれども、以前にも質問しましたし同僚議員からもありました。実際私も読み聞かせ等で小学校も中学校にも行きます。メインで行くのは南風原中学校と北丘小学校の 2 校だけなのですけれども、北丘小学校は高台にあって涼しいだろうとたぶん思われていると思えますが、反対に風が強過ぎて掲示物がはがれるとかそういったことから窓が開けられない教室もあります。私が授業参観で行ったときにもそういうことがありました。貼られていた習字がはがれて飛んでしまっって破れたりとか、貼られている絵画が破れてしまったり、また高台にあることもあるのですがたぶん自衛隊のヘリが飛ぶコースの近くでもあるのですね。そういった騒音もあってなかなか集中できない。南風原中学校については、畑が近くにありまして肥料等の臭いで窓が開けられなくて、給食も食べきれないといったようなこともありました。私が授業参観に行った時も、子どもたちが暑いと言いながらも窓をパッと閉めることがあったのですね。聞きましたら、臭くて集中できないということもありました。また別の件では、川で魚が死んでしまっってその異臭があった時もありました。かならずしも暑いだけが原因でクーラーを設置してはどうかということではないと思うのです。いろんな環境に合わせて空調を整えるという意味で、暑いからクーラーということではなく空調を整えるという観点からも入れるべきではないかということでの質問です。子どもたちは天気予報が外れて冬服で来たけれども夏服じゃないと脱げないとか、いろんな条件等もあるものですから、そういった観点からも空調が必要になってくる場所もあると思うのです。また、子どもたちからの提案と言いますか、意見と言いますか、読み聞かせの際に話を聞く機会がありまして、ちょうど臨時議会がある時でしたので議案書を読み聞かせの代わりに話をし

子どもたちにかかわる予算の説明をすると、子どもたちは結構気にしてくれたんですね。そのなかで子どもたちにどうあって欲しいとか要望があるかと聞きましたら、オープン教室を普通の教室に戻して欲しいという話がありました。周りの声が聞こえて集中ができないこととクーラーを入れて欲しいときにも入れられないのではないかという話でありました。実際、子どもたちの要望のなかにもあるということで、そういった観点からも今後空調を入れることができないか再度質問をさせていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 再質問にお答えいたします。小中学校のクーラー設置につきまして、教育長から答弁がありましたように特別教室、職員室に空調を配置して、これまで再三再四議員からも質問がございましたので、また学校現場からもあります特に暑い教室が実際に主管課も一緒に現場確認もしまして、庁内でも調整しまして普通教室でも暑い教室から入れていこうという視点でございます。それで平成27年度からは、南風原中学校の特に暑い運動場側の教室に入れていきたいと考えています。

それから、先ほど質問のなかにもありましたように、答弁書でも最初の答弁でありました臭いだったり風だったり、空のへりの音だったり、確かに支障があることもあると思いますが、それが恒常的であるかどうかです。そういったことも含めて考えなければいけないだろうという視点であります。特にクーラーにつきましては、これまで再三答弁しておりますように、順次、特に暑い教室のクーラーから整備をしていきたいと考えております。臭気につきまして確認しますと、周辺は農振地域でございますので農作のための臭いだと思います。風につきましても窓を少し閉めたりそういった対処をお願いしたいと思います。クーラーにつきましては、先日から答弁していますように暑い教室から年次的に整備してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。特に暑い教室からということでしたら、「特に暑い」が終わったらという期待を込めているのですけれども、実際に臭気がかなりきつくて子どもたちが食事もとりにくいというのは現実でありますし、私もその場で確認をしましたので学校と密に連絡を取り合って、今どういう状況ですという連絡があったら確認しに行く体制をとっていただきたいと思います。また、臭気に関しても音に関しても機械測定できるものですので、そういったことも取り入れて子どもたちの環境を整えることは大事です。絶対にやらないということではなくて、どうしたら解決できるのか。農振地域が近くにありますのでそういったところも大事にしながら、どうしたら環境が整えられるのかという前提でぜひ検討をしていただきたいと思います。先ほども言いましたように、北

丘小学校は窓を少しでも開けると突風と言いますか、10何メートルもの風が吹くのと同じような感じになりますので、また運動場の側ですと砂が飛んできて大変だという教室もあります。風があまりにも強いことで窓が開けられない箇所があるということは知っていただいて、また音もヘリが飛んだりかなり授業中声が聞こえなくなったりとかそういったことがあることを理解していただいて確認をしていただきたいと思います。

次に、問い 3 番目にいきたいと思います。センサーライトの設置についてです。なぜかと言いますと、巡回であっても人の出入りが見えない部分が出てくるのですが、人感センサーでライトが点くということは、学校や公共施設の中にいる人だけではなくて外部からもここに人がいるという認識ができるわけです。何時にライトが点いていたから何時ごろ人がいたよとか、もし何かあったときの確認のためにも役立つと思います。また、子どもたちが夕方帰るときに、電気を消して廊下を出るのが怖いという子もいました。忘れ物を取りに行きたいけれども真っ暗でスイッチも入れきれないから取りに行けない。警備の方は警備もあるので子どもに付いていくわけにもいかない。防犯だけではなくてそういったところからもセンサーがあればいいのにとということで、南風原小学校でしたか、人感センサーがあるところもあって結構助かっているという声もありました。ぜひいろんな観点から、防犯だけではなく子どもたちの立場、またセンサーですから消し忘れがないということもありますので経済的効果もあるのではないかと思います。これも調査を行って検討していきますのでこのことから、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

4 点目です。各種団体・各部・各課の行事の持ち方ということで質問させていただきましたけれども、年度内の行事予定はある程度把握して調整できると思うのですが、だいたい前年度で翌年の分を計画して出しますよね。そういったときには学校行事等はまだ決まっていなかったり調整が厳しいと思うのですけれども、町の行事予定を先に組んで小学校や中学校との調整をしているのか。学校のものを受けて町が調整しているのか、どちらでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 学校行事との関連で申し上げます。先ほど総務課関連、町全体の行事になりますけれども、最初に答弁で回答していただきましたように学校につきましては例年 2 月ごろから学校の行事を事細かく校長・教頭連絡会で各学校の行事を集約しまして各校長先生・教頭先生に確認しております。それと併せて教育委員会の行事とのすり合わせ、それと町の大きな行事とのすり合わせ等もそこで、例えば大きなものでまつりがありますと、去年か一昨年でしたか、まつりと北丘小学校の運動会がかち合っているということがすり合わせの時にありました。そういったことも調整したり、学校行事と町と教育委員会と、町全体につきましてはそういうことですり合わせをしながら行っているということです。学校行事が先か町の行事が先かの視点ではやっではございませんが、行事についてはい

ろいろ挙げて調整をしております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。どちらが後か先かと言いますか、部長から答弁がありましたように、北丘小学校の運動会とかち合ったとありましたけれども、それ以前には北丘小学校はかすり駅伝ともかち合っています。本来、行事の持ち方がどのように調整されているのか見えないと、また、役職と言いますか、PTAや青年会、女性会で会長をされて充て職で入られている会議等もありますけれども、そういったところで自分は認識していなかったのだけれども研修等のメンバーに組まれていたとかそういったことも聞くものですから、町や各団体、島尻地区の行事の調整がどうなっているのか分からないと意見がありました。実際に学校が草刈り作業を変更して日程を入れたくても、他の行事が入っていて学校行事が組み難いぐらいどんどん行事が組まれていて大変だということも聞きました。あまりにも事細かい行事ではなくて、本来やるべき行事プラスこんなことがあったらいいだろうという行事もあると思うのですが、そういう会議で増やす減らすの調整があるのかどうか。今までやっているから必ずやらなければいけないというものなのか。こういったものを減らしていこうかというような検討も、増やすも含めてですがあるのかどうか。検討する会議があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 お答えいたします。各種団体、町、教育委員会、それから学校現場においてはPTAの行事等たくさんあります。特に草刈り作業につきましては、学期の始まる前とか行事に合わせて行う、草が繁茂した時期に行うという限られたタイミングで行うと思いますが、そこに町の行事が重なって事業もかち合うというようなところがあります。それにつきましては、多くの個々の団体がありますので、おおまかな事業の調整はしていますが、そこは仕方ないことなのかと、月の行事はだいたい日曜日に組みますので、4週、5週の日曜日で団体が集中しているところが多々かち合うこともあると考えております。

それから、増やす減らすの会議があるのかにつきましては、ないと思います。教育委員会はないと考えております。各種団体で行事を組みますので、そこは各団体でやらなければいけないだろうという行事を行っていると思いますし、それが週的にかち合ったということだと思います。教育委員会について、行事を減らす会合というのはございません。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 さまざまな団体、地域もありますね。教育委員会からございませ

たように、あれはやめよう、これはやめようという会議は、今のところもってはございません。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。行事の持ち方等、今は観光にかなり力を入れて物産展だったり、ふるさと博覧会だったり、大きな行事というのは限られていると思うのですが、PTA だったり各種団体等充て職で入る方が結構毎週出て、あとは引き受け手がなくなる状況もあるものですから、そういうことで本当にやるべきでここに力を入れようという優先順位ではないのですがある程度確認していく作業は今後必要ではないかと思います。やろうと思ったらどんどん増えてくるのが行事ですので、減らす勇気も実際必要ではないかということで私たちの所属する団体でも話があるのですが、持とうと思ったらどんどん増やすことはできるのですが、減らすという観点もないと実際に予算も膨らんでいきますし人的負担も大きくなってきます。また、職員も行事が多くなってくると体協であったりまつりであったりその他の行事にもかなり協力していただいている部分も多いと思いますので、減らすことも一つの考え方として持っていただけたらと思います。やれば人は集まるということもあるかも知れませんが、その時に他の行事と重なってしまうと負担感しかなくなってくると思うのですね。ですから、そういったことから行事の持ち方各種会議等ぜひやっていただいて、この行事の持ち方について先ほど北丘小学校運動会がかすり駅伝と重なってとお話しましたけれども、私たちの子どもたちがかすり駅伝に出たころはかすりロードのコースを走っている時期でしたので、緋（かすり）という意味合いも大きかったのですが、今は陸上競技場に移っているということで緋の意味合いも薄れてきてはいないかという心配もあります。そういったことから行事の持ち方、計画の仕方、各部各種団体との調整もぜひしっかりやっていただきたいとお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

次に、町立体育館の建設をということで質問させていただいております。前にも体育館の建設ができないかと質問させていただきましたけれども、やはり体育館は厳しいということであります。町民にしても土日が休みの方だけではないのですね。特に南風原町はサービス業に従事していて土日も仕事で平日に休みがあるという方もかなりいらっしゃいます。体育館等で何かをやりたいと思ったとき、南風原町にはそういった施設がない。土日であれば小中学校の体育館と言えますけれども、それも夜間ですね。昼間だと子どもたちの部活等でなかなか借りられない。子どもたちの夏季大会であったり県大会であったりそういった大きな大会がかかわってくると、なかなか体育館の使用は厳しい状態になります。そのなかで認可外の保育園や私立の幼稚園では結構体育館を利用しての運動会をする機会も多いということで、他市町村の体育館に当たったけれども全部断られてどうしよう、行事が組めないと、行事を組むのが大変になってきています。これだけ大きな人口になってきているのだ

から南風原町にも体育館ができないかと私のほうに要望がありました。ではなぜ体育館で運動会をするのかと言えば、雨が降ってもできるので行事予定を変更しなくても済むということが利点にあるからだ、直射日光の下では子どもたちには厳しいけれども、体育館なら風通しを良くしながらであればある程度の運動会ができるからというお話でありました。雨が降らないからということで体育館で組んだのに体育館が取れない。他に当たったらその市民や町民が優先なのでほとんど断られて行事が入られないというようなことがあったそうです。日にちだけを先に決めて予約を後で取ろうとしたら全然空いていなくて行事予定も全部変えてというようなことがあったそうです。そういったことからぜひ、南風原町にも体育館を造ってはどうかと思うのです。小中学生だけではなくて高校生も部活をやっていない子たちは体育館を利用することもできませんし、学校が終わって何かスポーツをしようと思ってもできないといったことがあります。また、定年を迎えてやっとなら趣味ができると思ったときにも、昼間動けるのになかなか活動をする場所がない。これだけスポーツが盛んなのだから、南風原町に体育館を造れないものかということなのですがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、お答えいたします。学校施設の体育館とは別に町民が日中でも使える体育館をという視点での質問でございます。確かにこれまで町立体育館について他の議員からも質問がございましたが、南風原町として4つの小学校体育館、2つの中学校体育館、6つの使える体育館がございます。それとスポーツの観点から言えば陸上競技場もございますし、テニスコートも黄金森テニスコート、それから宮城のテニスコート等そういうスポーツ施設はあります。屋内を利用しての他の行事につきましては、ぜひ日程の都合をつけて学校施設を活用していただきたい。町民体育館に代わるような体育館としては、南星中学校が他の中学校の規模よりも大きく造ったというこれまでの経緯もございますので、そのへんを活用していただければと考えております。最初の答弁の繰り返しになりますが、教育委員会としましても幼稚園の来年度の増築であったり、それから学校の延命化と言いますかそういった事業等もありますし、それら含めて事業的には難しいだろうと考えておりますので、計画として町立体育館建設は今のところ考えていないということでございます。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。繰り返しということで部長もおっしゃっていましたが、私も繰り返し言いたいと思います。土日が厳しいから平日借りたいということなので、その人からすれば日程をどう調整しようか、土日が休みでなければ使え

ないということです。また、子どもたちの部活も優先されますので、実際そうですね。子どもたちの活動が中心になっていて、体育館の借用を入れると子どもたちが使えないこととなりますし、バスケ、バレー、バドミントン、いろんな部活がありますけれども、実際には学校内の部活であっても体育館使用が厳しいからといって玉城の体育館を借りて部活をやっているところもあります。南風原町から出て体育館を使っているようななかで、大人が使うからあなたたちは体育館を使わないでと言うのは絶対厳しいと思うのですね。また、これまで陸上競技場も西崎を使っていたこともありましたが、やはり地元にあるというのは競技意欲等も変わってきますし、子どもたちの活動の場を取るのではないかも知れないですけれどもそこをあてにして諦めてしまうのはちょっと違うのではないかという気がします。また、定年60歳というのは、昔に比べたらまだまだ若いんですよね。今回定年を迎えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、全然まだまだ動ける年代ですので、沖縄はシニアで陸上やバレーボールなど他のところでも頑張っている方がいらっしゃいます。そういったことから夜は出られない方でも日中は練習できるし、健康維持の観点からもぜひ町立体育館は必要だと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。町民体育館の建設に関するご質問でございますけれども、確かに議員のお気持ちは私も痛いほど分かります。ただ、学校施設でございますのであくまでも児童生徒が優先ですから、教育活動あるいは部活にそれが優先されることは当然のことでございます。それ以外に余裕があれば、町民の皆さんに開放しましょうということで先ほど部長からございましたように、南風原中学校、南星中学校は普通の体育館よりも大きめに造ってあることもございますので、ぜひ教育委員会といたしましては学校開放のルールに則って町民の皆さんには利用していただきたいということでございます。しかし、議員ご指摘のとおり、今は皆がスポーツに親しんでいる社会の流れでございますしそういったことも出てくるかと考えてはおります。社会体育を所管する立場としましては、そういうようなことも出るだろうと想定はいたしておりますけれども、ただ、まだ調査はしていないのですが果たしてそれが何名の町民の皆さんが欲している施設かも考慮しなければいけない、私が発言する立場ではないのですが町行政としましては当然財政の問題とか優先順位とかありますし、ではどこに建てるかとか駐車場の問題だとかいろいろな問題があるわけです。そういったようなことを考えますと、教育委員会としてはすぐには分かりましたという答弁はできないことをぜひご理解いただきたい。町の立場としましても、まだまだ行政需要が他にもあると思いますので、教育委員会といたしましては学校施設の開放で町民の皆さんにはスポーツを楽しんでいただきたいというような考え方でございます。以上です。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。欲しいけれども財政的なものということだと思えますけれども、やはり需要が高まるなかですし、また体育館が陸上競技場の近くにできれば雨が降ったとき、名古屋グランパスが来たときでもトレーニングが室内でできる可能性も出てきますし、そういったことがこれからの誘致の問題のなかでもさらに有利になる事例も出てくると思えます。その観点からも町長にぜひ答弁をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 先ほど教育長からありましたけれども、まさに皆さん金はかからないだろう維持管理費も知れているという感覚だと思います。2中学校、4小学校開放しているのに平日の利用は自分たちの思うように空かなかったから欲しい欲しいとなりますが、では果たして町民の需要は何名いらっしゃるのか。日々2、300名体育館を利用する方がいらっしゃるのかどうか。体育館建設となると教育長からありましたように駐車場用地も併せまして30億かかります。この費用対効果はどうなるのか。これも優先順位を兼ねながら検討していかなければいけないのではないかと。さらにまた南星中学校の体育館は、以前の海邦国体の時に町営の体育館を建設しようというなかにおいて、町営を建設するよりは中学校の体育館を1.5倍、普通の生徒数に合わせて造った体育館よりは町民が有効活用する将来を見越して大きな体育館を造ったほうが良いと当局、議会も了解して南星中学校の体育館を大きくした経緯もあります。むしろ子どもたち、町民に有利だという観点から南星中学校の体育館は建設されております。体育館が欲しいと町民がおっしゃることも十分理解するわけですが、隣にある那覇市民体育館も平日の利用状況を見たらどうなのか。土曜、日曜は一杯しております。平日の月曜から金曜まで、那覇市民体育館は南風原町にあるような体育館だと思いますが、利用状況を見たら疑問が湧く状況だと思います。ご存知だと思うのですが、それが現状だということもご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 町長、ありがとうございました。かなり厳しいと受け止めますけれども、海邦国体の時に作られていますよね。あの時、私は16歳で未成年でした。40を超えていますので、あれからかなりの年数がたっていて、あの時の町行政の状態と今の町の状態とは違うと思うのですね。やはりそういう点からも、あの時そうだったからという判断だけではなくて、今後の状況も見てぜひ計画を見直していただきたいとお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

次に項目6です。子ども・子育て支援新制度の周知についてですけれども、やはりこども課、教育部門ともに周知がまだされていない、やっているところだということですがけれども周知のなかで親御さんが不安に思っていることが給食、土曜日の預かり、お弁当会がどうなっているのか、そういったところだそうです。私たちが預けていたのは10何年前ですが、その時には週1回がお弁当会だということもありましたけれども、保育園との違いがどうなっていくのかがはっきりしなくてどうしていいのか分からないということがありました。一問一答形式の簡単なパンフレット、「お弁当会は週何回」など簡単な質問形式にでも出してくれば、親御さんの悩んでいる部分はかなり解消されていくと思うのです。そういったこともやっているのか。質問に関しては個別対応だけなのか。これまでの幼稚園と保育園のあり方の違いということで、幼稚園の保育料、料金等の差別化だけではなくて、こことここが変わるのだよというところでも説明すべきだと思いますがどうなっていますでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。まず3月10日に、こども課と学校教育課連名で町内の認可園に申し込みしている人たち、5歳児に上がる人たちにチラシ裏表のものを配りました。そのなかには平成27年度から土曜日と夏休みの預かりを充実しますということと、土曜日預かりの料金、半日が400円、1日が800円だとか、それから平日の幼稚園が4月3日に入園して来年平成28年は3月31日まで預かりしますよという部分、それから幼稚園保育料の一覧表をお配りしています。約300名の方に配っております。その結果については、私のほうとして分かりませんが、5歳に上がる子どもたちには報告をしたということで報告させていただきます。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。チラシ等で知らせてはいるとのことですが、親御さんたちはなかなか声に出して聞き難いところがあって、今の状態から変わるよりはそのまま保育園に居ておこうかなというように、幼稚園との差別化が分からない、どこが変わっているのか分からないという点があるそうです。私たちも先ほどの同僚議員からの質問で土曜日はお弁当になると知るぐらいですから、当事者としては細かく、土曜日以外のお弁当会なども気になるところで、また今後この周知だけではなくて平成28年度からは4歳児の受け入れも始まる予定ですから、それに向けての体制づくり、こういう体制ですから大丈夫ですというアナウンスも必要になってくると思うのですがどうなっていますでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 お答えいたします。平成27年度からの幼稚園の新しい体制につきましては、民生部長からありましたように保護者へ土曜日保育についてと平日の利用について単価や時間帯、土曜日は弁当ですよ、預かり保育はありますよとお知らせしてございます。平成28年度から行う4歳児保育については、体制もこれから、園舎もこれからでございますので、平成27年度で申し込み等がありますのでその前には保護者の方に周知をしていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。子育て支援は、その体制づくりが急がれるところですので、採用等も早め早めの対応をお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

7番目ですけれども、平成27年度、神里の改善センターが予定とのことですが、それ以外にも希望の自治会があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 現時点での災害時避難施設の改修は、答弁したように平成27年度、神里地区のみとなっております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。こちらも急ぎで整えなければいけないところもあると思いますので、各地域の要望を聞いて早めの対応をお願いしたいと思います。

それでは最後です。那覇市・南風原町環境施設組合の負担金についてですけれども、今後かなり予算がかかってくると思いますが、そのなかで町としての還元施設のあり方を確認したいと思います。南風原町としてどう思われるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 ご質問、大枠で捉えまして還元施設のあり方でございます。環境の杜ふれあいは、非常に好評で使っていただいていると思っております。特にこの関係7地区の方たちへの一義的には還元、それから市民・町民だと思っておりますので、これからもどんどん使っていただきたいと思っております。ただし、おっしゃるように維持管理費は老朽化とともに

平成 27 年第 1 回定例会一般質問 3 日目

補修等も入ってくると思います。それなりに環境施設組合側としても料金の条例改正の予定を全員協議会でも時間を取っていただいご説明させていただいているようであります。そのなかで指定管理者側もそれなりに工夫しながら、健全な運営と言いますかできるだけ母体に負担がかからないような料金設定も考えていただけるということですので、そのへんはバランスを見ながら、利用者の状況も踏まえながら、皆さんに喜んで使っていただければということが還元施設の主眼だと思っています。

○議長 宮城清政君 以上で、一般質問は全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でした。

散会（午後 2 時 33 分）